

加古川保護区（加古川市・稲美町・播磨町）

保護司会だより

2024.9

16号



矯正施設と地域社会等との共生について

大阪拘置所上席統括矯正処遇官 山岡 龍一
 （前 播磨社会復帰促進センター長）

加古川保護区保護司会の皆様におかれましては、日頃から「社会を明るくする運動」をはじめ、犯罪や非行の防止に係る啓発活動、矯正施設から出所又は出院した方々の円滑な社会復帰のための活動を献身的に取り組まれていることに対しまして、心より敬意を表すとともに、矯正行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類となり、失われていた日常生活がようやく戻りつつありますが、最近の報道によれば、犯罪認知件数が2年連続で増加しており、コロナ禍以前の水準に戻りつつあるとのこと。現在、私が勤務する播磨社会復帰促進センターにおいては、受刑者の人数が定員の5割を切っているものの、今後再び増加に転じるのではないかと推測されます。全国的に見ても受刑者の人員は減少傾向にあるものの、「刑務所は社会の鏡である」と言われるように、受刑者の高齢化が進んでいます。

私が採用された昭和の終わりごろは、「元気がいい（いわゆるやんちゃな）」受刑者が多くいたように思い出され、受刑者間での暴力沙汰や職員に歯向かってくるような威勢がいい受刑者も多くいたような気がしますが、最近では、落ち着いているのか大人しいのか、高齢化してきているのかなと感じます。

ところで、明治の初めに作られた刑法の一部が改正されたことはご存じだと思います。これまで日本における刑罰（自由刑）は、「懲役刑」と「禁錮刑」がありましたが、これを一本化し、「拘禁刑」になります。具体的には、懲役刑は「刑務作業」が受刑者に義務付けられ、一定の労働を課していましたが、拘禁刑は、受刑者の特性に応じて「必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と定められており、必ずしも作業を義務的に行わせる必要はなくなります。もう少し説明すると、高齢で作業を義務付けるより、認知機能を向上させるための作業療法を行わせたり、社会復帰したときに円滑なコミュニケーションをとれるようにするための対人スキルを向上させるトレーニングを行うと同時に、出所後の支援を受けられる施設につなぐための手続きをレクチャーするなどの福祉的支援を中心に行うことができます。

私は、高校を卒業して、矯正の世界に飛び込み、42年を迎えました。これまで勤務してきた施設で決して多くはないですが、簡単な手作業さえもできない受刑者を見てきました。このような受刑者たちには作業をさせることよりも、先述したような治療的な処遇、福祉的な処遇を実践する必要があるのではないかと考えていましたが、ようやく令和の時代になって実現する運びとなり、非常にいいことではないかと思っています。また、日頃、受刑者を処遇する矯正職員にとっても、負担が少なくなるのではないかと

と考えます。

現在、当センターにおいて、拘禁刑試行を踏まえた新たな取組（通称「一般課程 G課程ユニット」）を試行中です。これは、対象受刑者として改善更生の意欲が高いと認められ、社会適応力を向上させる必要がある者を選定し、自立性を養わせるために自治活動や収容期間中の目標設定を自ら行わせることとしており、通常、職員の許可が必要であった作業上の会話や行動などの規制はなく、作業を終えてからの時間帯や入浴後の時間帯に改善指導（グループワークなど）を実施するなど、これまでの刑事施設にないような取組をしています。今後、試行結果を踏まえて、作業の内容を受刑者自身が企画したり、社会に貢献するような活動を計画させるなど、彼らが社会に復帰した後の円滑な社会活動につながるような体験をさせたいと考えています。「させられていること」ではなく、「自ら取り組むこと」が重要であり、これまでの刑事施設では、職員の監督下で、義務的に行われていたことが、受刑者自身が社会復帰するために「自分にとって何が必要なか」を考え、実践していくことができるシステムになることを期待しています。

これらの受刑者もやがて刑期が終わると、社会に復帰することは間違いがありません。近年、「再犯防止推進法」が施行され、地域社会においても矯正施設を出所又は出院した方々が、再び犯罪に手を染めないよう支援することが定められました。そのことにより、矯正施設、保護機関、地方公共団体が連携して出所者等がシームレスに社会復帰できる体制が整えられたところです。これまでそれぞれのところで取り組んできたことが、国、地域、民間が一体感をもって取り組めることは重要なことであると考えます。真に一体感をもって行っていくには少し時間がかかると思いますが、まずは、必要な情報交換を活発に行い、お互いの活動をよく理解するための交流、意見交換が必要と考えます。

最後になりましたが、「人間は失敗するもの」です。失敗したときに自ら立ち直れる人もいれば、そうでない人もいます。いずれであっても、必ずサポートは必要なのです。そして、誰でも「成功したこと」は自信になるものです。この成功体験は、人を成長させるのに不可欠ですが、特に大きな失敗、多くの失敗をした人たちは「失敗して叱られ」を繰り返していることが多いため、できる限り成功体験を積み重ねさせ、自信を積み上げさせることが大切であると考えます。出所した人々には、保護司のみなさまをはじめとした各種支援とこのような成功体験の積み重ねにより、円滑に社会復帰してほしいと願っておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますとともに、加古川保護区保護司会のますますのご発展とみなさまのご健勝ご活躍を心より祈念申し上げます。

令和6年度 加古川保護区保護司会総会 令和6年4月24日(水)

【第一部】 定期総会

神戸保護観察所より藤井淑子次長、後藤紀子観察官はじめ加古川市副市長、稲美町長、播磨町長、更生保護女性会会長と皆様公務ご多用のところご臨席を賜り、令和6年度の予算案、および役員の改選等の審議事項について承認され、総会を無事終えました。



入されます。懲役受刑者に課されている刑務作業が義務でなくなり、立ち直りに向けた指導や教育に多くの時間をかけることが可能になります。このことは、「懲らしめる刑」から「矯正指導の柔軟な実施」に移行し、本当に必要な力を身に付け、再犯防止に重きを置くというものです。施設内での指導や教育なども知り「人とかかわる力」「社会とつながる力」をシームレスに繋げていく事の大切さを学びました。

雇い主から認められる経験、地域から頼りにされる経験など「信頼関係」や「自己有用感」の醸成により再犯はなくなるという事を改めて感じることでできた素晴らしい研修でした。

加古川町 山下 善弘



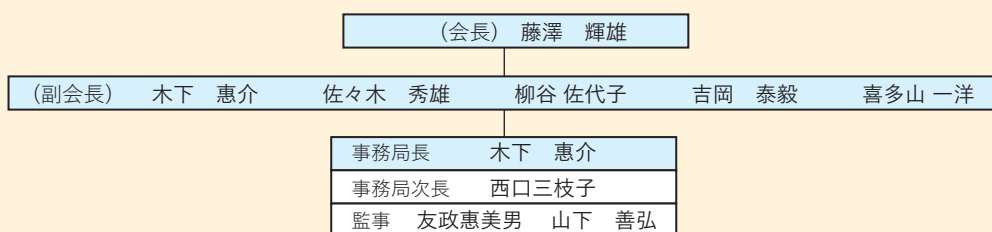
【第二部】 定例研修会

講演「刑事施設の取組と出所後の更生支援」

第2部研修会では大阪拘置所上席統括矯正処遇官（前播磨社会復帰促進センター長）の山岡龍一先生をお招きしてご講演をいただきました。

刑事施設における「懲役刑」と「禁錮刑」を統合し、改善更生に重きを置いた「拘禁刑」が令和7年6月に導

令和6年度 加古川保護区保護司会 組織表



分会名	加古川市分会									稲美町分会	播磨町分会
分会長	佐々木 秀雄									吉岡 泰毅	藤澤 輝雄
ブロック名	加古川	野口	平岡	尾上	別府	山手	加古川西	加古川北	稲美	播磨	
町名	加古川町	野口町	平岡町	尾上町	別府町	新神野 神野町 八幡町	東神吉町 西神吉町 米田町	平荘町 上荘町 志方町	稲美町	播磨町	
常務理事	増田真之	秋山美貴子	井上良英	畑 邦夫	岸本園子	加古博志	神吉秀穂	上田佐吉	沼田俊郎	吉野雅文	
理事・監事数	3名	2名	3名	2名	4名	2名	5名	3名	3名	30名	
保護司数	11名	6名	11名	8名	12名	6名	9名	9名	9名	10名	91名

部会	総務部		広報部		研修部		犯罪予防部		更生援助部	
	部長	副部長	部長	副部長	部長	副部長	部長	副部長	部長	副部長
	柳谷佐代子	木下恵介 岸本園子 鷺塚容子 岩崎真由美	吉岡泰毅	沼田俊郎 清水玲子 今川 裕	佐々木秀雄	加古博志 陶山 浩 吉野雅文 河合良成	畑 邦夫	白井晴雄 喜多山一洋 前川輝明 秋山美貴子	増田真之	北村弘道 宮内正樹 西村雅文 大野恭平

更生保護法改正のねらい ～息の長い支援～について

神戸保護観察所 首席保護観察官 福西 毅



令和5年12月に、改正更生保護法が施行されました。これは、刑法の一部改正に連なる動きです。ここでは、そのねらいについて、説明します。

我が国の更生保護は、戦後に制度が作られて今年で75周年となります。刑事司法手続きにおいて、犯罪をした人非行のある少年の更生に向けて、地域で生活されている保護司のみなさんが、ボランティアとして携わるといふ世界的にも類を見ない制度となっています。

この制度は、保護司のみなさんの献身的な取り組みにより、我が国の制度としてすっかり定着し、また、成果も挙がっているといえます。他にも要因はあるものの、現在の我が国は、地理的に見ても、時間的に見ても、犯罪数、非行数が低く抑えられており、そこに住む人々の安心安全が高く保たれている社会であるといえます。

一方で、課題もあります。犯罪を繰り返す人たちが一定数おり、その人たちは、社会と刑事施設を行ったり来たりしていて、近年は、犯罪の認知件数のうち、約半数が再犯者によるものとなっています。さらに、一度受刑してしまうと、その後の立ち直りは困難であり、釈放後10年以内に半数近くの人が刑務所に再度入っているという実態です。これら再犯のほとんどは、保護観察以外の場面で起きているのです。そして、再犯に至る過程において、多くの方は社会の中で孤立状態に陥っていると指摘されています。

これらの課題を解決するため、今回の改正が行われました。すなわち、保護観察が終わった後の人や保護観察の関与がない人であっても、何らか

の支援が必要な人について、保護観察所が、より積極的に関与できる仕組みができました。これらの人々は、それぞれ生活する地域における住民ですから、支援が必要な場合、その支援は生活する市町村等から得られることが原則です。ただ、保護観察所がそれらの支援に丁寧につなぐことができるよう制度を設けたのです。

これが「息の長い支援」です。つまり、この支援は、保護観察所だけで行うものではなく、保護観察所から地方公共団体等の地域の支援機関に引き継ぎ、全体として、支援の必要な人に対して、支援が必要な期間、十分に支援が提供されることになるのです。

具体的には、勾留中の被疑者への生活環境調整、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助、という新たな制度ができ、更生緊急保護制度についても拡充が図られました。

本人が再犯をしないためには、地域社会において人とのつながりの中で充実した生活を送ることが、つまり地域において居場所と出番があることが大切です。これらの新たな制度は、保護観察所において保護観察官が取り組む業務ではありますが、地域の事情に詳しい保護司のみなさんから御助言等をいただく場面もあることと思います。どうぞご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。





～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～

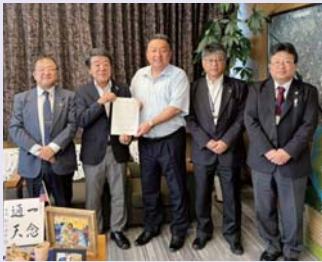
令和6年7月1日（月）JR、山陽電車各駅（9カ所）とフーズいなみ店前での第74回「社会を明るくする運動」啓発キャンペーンを実施しました。昨年に続きカットバン（5000個）の配布を、各種団体の御協力を得て総勢150名の参加の元、降りしきる雨の中で行いました。ご協力いただきました皆様ありがとうございました。

メッセージの手渡し

関係市町との一層の連携強化を目指して、今年度は加古川市、稲美町、播磨町の首長へ会長・副会長が手分けして岸田首相からの社明運動啓発のメッセージを手渡ししました。



加古川市



播磨町



稲美町



JR 東加古川駅前



JR 宝殿駅前

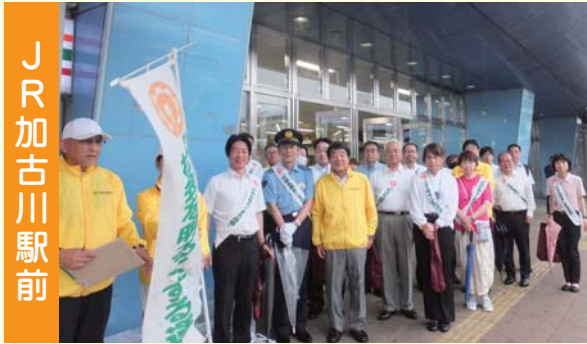


JR 神野駅前



山電 浜の宮駅前

第74回 社会を明るくする運動



JR加古川駅前



山電尾上の松駅前



JR土山駅南口



山電別府駅前



フリーデーズいなみ

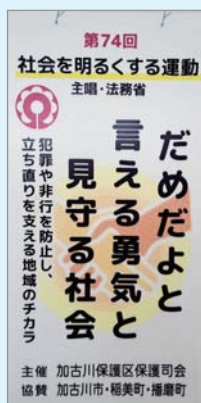


山電播磨町駅前

今年度 184 枚【啓発パネル】作成配布

今年度 20 の企業及び各種団体から協賛いただき 184 枚のパネルを市内、町内の各所に配布掲示をしています。

ご協力いただきました協賛企業、各種団体、及び連合町内会の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



啓発標語パネル協賛企業・団体及び町内会連合会

- 但陽信用金庫
- 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
- 多木化学株式会社
- 住友精化株式会社
- 有限会社滝一建材
- 住友金属鉱山株式会社播磨事業所
- 田岡化学工業株式会社播磨工場
- 加古川中央ロータリークラブ
- 加古川東ライオンズクラブ
- 加古川中央ライオンズクラブ
- 加古川清流ライオンズクラブ

- 鳩里地区連合町内会
- 神野町町内会連合会
- 尾上町町内会連合会
- 別府町町内会連合会
- 平荘町町内会連合会
- 東神吉町町内会連合会
- 上荘町町内会連合会
- 西神吉町町内会連合会
- 志方西地区町内会連合会

〈 順不同敬称略 〉

それぞれの 保護司の横顔

社会を明るくする運動との関わりと保護司拝命の経緯

西神吉町 白井 晴雄



私は九州の大分県国東市国見町（国東半島）の出身です。昭和45年3月、地元の高校を卒業後、中学、高校と6年間、柔道をやっていたことから警察官を志望、昭和45年4月1日（大阪万博開催の年）兵庫県警の警察官を拝命しました。

1年間、芦屋の警察学校で法学などの教養を受け、卒業後は須磨警察署に赴任しました。

須磨署では交番やパトカー勤務を経て、警察本部のパトロール隊に転勤、同隊で巡査部長に昇任、山崎署（現宍粟署）上野駐在所に妻と共に赴任しました。

駐在所で2年半勤務後、又本部のパトロール隊で勤務、警部補に昇任し長田署に転勤、同署で初めて刑事となり、警察本部機動捜査隊、警察本部地域部、灘署、姫路署へ転勤、平成24年3月、網干署を最後に、42年間の警察人生を終えました。この間、約25年は制服で、残り17年間は刑事で詐欺や盗犯、暴力犯捜査を担当してきました。

さて本題の社会を明るくする運動との関わりについて話します。

最初の出会いは今から60年前の小学6年生のときです。作品の内容は覚えていませんが第13回社会を明るくする運動の活動での更正保護



思想普及宣伝活動の標語に応募、その作品が認められ大分保護観察所長賞や大分合同新聞社賞を受賞しています。朝礼で表彰されたことを今でも記憶にあります。

2回目は灘警察署暴力団対策課勤務当時です。

ご存じでしょうが灘区には日本最大の暴力団山口組事務所があります。この事務所撤去を望む区民が毎年7月1日に全国一斉に開催

される「社会を明るくする運動」と連動させて灘区は区民、行政、警察が協働して「灘区を明るくする区民大会」と称して、保護司会を中心に県警音楽隊を先頭に区内をパレードします。

この開催事務手続き等を灘警察署暴力団対策課が中心に行政と協力して行います。この事務を私が3年間行っていました。

私が保護司を拝命したのは兵庫県警を退職した年の平成24年10月、元上司で保護司の上田先生から推薦され、保護司を拝命しました。



現職当時、若干ですが保護司制度の知識はありましたが実際の活動は全くといって知りません。その保護司を自分が拝命して活動するとは思ってもみませんでした。

保護司拝命後、保護観察所での教養や先輩方の活動を知り、改めて保護司先生方のご苦勞を知りました。保護司を拝命して10年になり、今日まで担当した対象者は環境調整を含めて9人を担当しています。

残念ですがこのうち2名が再犯（道路交通法違反・窃盗）で再担当しています。

警察官当時、窃盗・傷害・銃砲不法所持・覚せい剤所持、道路交通法違反などあらゆる事案の被疑者を逮捕、送検して事件の解決に貢献してきました。

警察は犯罪捜査し、その捜査結果を検察庁に送致する第一次捜査機関ですので送致後は対象者とは関係ありません。

しかし保護司になってからはこの経験・知識が役に立ち、対象者への指導、助言に役立って助かっています。

私は元警察官ですから法律や刑事手続きは理解できませんが、法律や刑事手続きに全く知識のない先生方の活動を拝見しますと「良くお世話ができるなあ」と感心する次第です。

保護司を拝命した先生方の気持ちは「犯罪のない世の中にしたい。罪を犯した人の更正のためにお手伝いをして少しでも世の中に貢献したい。」という崇高な使命感と献身的な気持ちがあるからだと思うと各先生方の志には敬意を表したいです。

私もあと何年、保護司として対象者をお世話ができるかもしれませんが社会を明るくするため、一人でも多くの人の更正保護に尽力できればと思い、今後も保護観察官、先輩諸氏の指導を受けながら微力ではありますが頑張っていきたいと思います。

その後の加古川保護区保護司会のあゆみ

第4回定例研修会 令和6年2月27日(火)

第4回目の定例研修会は、加古川・山手・稲美ブロックの先生がそれぞれのテーマで発表されました。

西脇司郎先生は「思いの深い2つの話」というテーマで、初めてパトカーに乗った話、現地面接での話をユーモアを交えながら話されました。対象者ができるだけ話しやすい状況を作るにはどうしたらよいかを考えて活動することの大切さを学びました。



富阪宏治先生は「良き伴走者として」というテーマでのお話でした。対象者がどんな人物かを知るために、自らその地へ出向き、自分の目や耳で確かめる、また対象



者にも自分のことを知ってもらうために事前に面接をされているそうで、対象者に心を開いてもらうにはどのようにすればお互いの距離を縮めることができるかを考えるヒントになりました。

吉岡泰毅先生は「わたしのスタートライン」というテーマで、自分の時間軸と対象者の時間軸を大切にしながら、そばにいて見守っていくと同時に誰がどこまで何ができるのかを常に考えて行動しているという話の中で、対象者の個性を大切にしながら自分自身がどのように考え行動しなければならぬかを見つめる機会になりました。相手のことを考えるというのは、当たり前のことであると同時に難しいことでもあると改めて思いましたが、今回現役で活躍されている先生方の話を聞いたのは、これから活動していく上でたくさんの



学びを得ることができました。

最後に神戸保護観察所姫路駐在官事務所伊藤和幸保護観察官の総評を得て、研修会の幕を閉じました。

別府町 丁野 由美



第1回定例研修会 令和6年6月5日(水)

更生保護法改正のねらい

加古川保護区保護司会第1回定例研修会が、6月5日(水)、総合福祉会館で開催されました。

研修の前に藤澤会長より、自治体との連携強化と適任者の確保が重要課題とあいさつがあり、瑞宝双光章を受章された岡本常太郎先生への花束贈呈が行われました。

研修では、改正更生保護法について、後藤紀子観察官から丁寧な解説がありました。主な内容は、①息の長い支援、支援対象や期間の大幅拡大 ②社会内処遇の対象範囲と処遇方法の充実、健全な生活態度、特定の犯罪傾向を改善するための専門的な援助 ③犯罪被害者等の思いにこたえる更生保護



勾留中から生活環境調整をすることや、保護観察終了後も就労支援や地域支援ネットワークを構築するなど、再犯防止を意識した取組の重要性を学びました。

志方町 東田 寿啓

主審マスクから見えた「汗と笑顔と瞳の輝き」 親善ソフトボール大会

7月9日(日)、コロナ禍で4年間中断され昨年より再開された、播磨学園と加古川理容組合との親善ソフトボール大会が猛暑の中で行われ、昨年に続き会長とともに、審判要員として参加してきました。熱中症防止のため試合は5回戦までとなりましたが、滴る汗をぬぐいながら必死に取組む在院生の姿に心打たれるものがありました。昨年も感じたことですが、彼らは普通の少年だということです。



今年のピッチャーは個人プレーに走る自分よりのタイプかなと試合開始当初思っていました。三振に打ち取ってやろうという気持ちがありありと感じられ、力みすぎてうまく投げできない状況でした。私はそこで、「仲間を信じて打たせてアウトを取ろう」とアドバイスすると、ストライクゾーンのと真ん中！に投げ込んでくれました。打たれましたがボールは内野がしっかり掴みアウトにしました。私が少年に「それそれ！仲間を信じたらいいんだよ！」と声をかけると、満面の笑顔で「はい！」と答えてくれたのでした。その後、接戦が続き再び徐々に力が入りフォアボールが続いた時、実戦ではしてはいけないのですが、私はマウンドへ行き、「キャッチャーのミットだけを見て、最後まで指先をキャッチャーに向けて投げてみて」と、手を取りアドバイスをしてしまいました。それが功を奏したのか再び好投を続け、接戦の末に在院生チームが逆転勝利(11対10)しました。逆転勝利を収めた在院生たちの満面の笑顔と自信に満ちた瞳がとても印象的でした。私は主審をする中で、少年たちに施した何気ないアドバイスとその結果の成功体験が少年



たちの心を動かし、自信に繋げていくことができることに感動を覚えられました。保護司として今日のソフトボールの試合を通して成長過程にある少年たちの在り様を少し覗けたのかなと思いました。

尾上町 畑 邦夫

更生保護法人全国保護司連盟・更生保護法人日本更生保護協会 主催

「オランダ・ベルギーを巡る保護司国際研修ツアー」からの報告

2024年4月17日(水)～4月24日(水)
ハーグ・アムステルダム・ブリュッセル

播磨町 浅原奈緒子・大北良子 より



▶ 浅原 奈緒子 ◀

学生の頃、ヨーロッパの福祉、その中でも精神疾患の方のことを学び、いつかはヨーロッパを訪れたいという願いがやっと叶いました。



北極圏の雪と氷の世界

フランクフルトへの機内から見た北極圏の雪と氷の世界、グリーンランド氷床には胸が熱くなり涙がでるような感動がありました。目の前に広がる風景はいくらでも見続けることができ、14時間という長いフライトもとても素敵な時間でした。

深夜、アムステルダムに到着し、18日から23日までの研修が始まりました。オランダでは、アムステルダムの更生保護施設の視察に参加しました。写真下はアムステルダムの更生保護施設で暮らす方の居室の写真(撮影の許可をいただいています)です。更生保護施設を見学後、スタッフの方から、更生保護施設での暮らしやその後のサポートなどについて説明を受け、実際にそこで暮らしていた方のお話も直接本人から聞かせていただきました。日本とは様々なことが異なる環境ですが、地域でサポートする体制には学ぶところがたくさんありました。そこにはルールがあり、そのルールを守りながらスキルアップしていけるシステムがありました。そしてその先に、人と人が信頼し合って暮らす社会を目指していることがわかりました。

このほかにも研修ツアーでは、とてもたくさん貴重な経験をさせていただきました。この研修で学んだことを活かして、今後、私たちが地域でできる事を考え、できる事から少しでも始めていければと思います。このような機会をくださったみなさまへの感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。



アムステルダムの更生保護施設

▶ 大北 良子 ◀

初日、羽田空港よりアムステルダムへ到着。フェルメールなど世界的に有名な絵画をおさめたマウリッツハイス美術館を見学。オランダでは専用道路があるほど自転車文化が発



研修会場

達しており、またヨーロッパの歴史を感じる建築物や映画のような街並みは美しいものでした。

オランダ・ハーグでの第2回保護司会議が開かれ保護司のネットワークを促進させるため「国際更生保護ボランティアデー」宣言が初めて採択をされました。宣言の中には保護司を世界共通「HOGOSHI」として広げたいという願いも込められています。私達が参加させていただいた祝賀会の中で、本年4月から国際刑事裁判所長に就任された赤根智子氏のスピーチがあり、戦場ではまだ幼い少年少女が理解できないまま兵士となり戦地で戦っている現状をぜひ知って欲しいとの想いをお聴きして胸が熱くなりました。また国際刑事裁判所内の見学と赤根氏の約1時間の講演と質疑の機会をいただき国際問題を裁く立場にある覚悟や遠く離れた日本を想う愛国心を強く感じました。

アムステルダム更生保護施設の見学では、民間のエクソドス財団法人と国が連携をして更生保護に取り組んでおり、オランダは欧州の中でも特に再犯率が低いそうで、更生した方の体験談からも手厚い体制が感じとられました。

有名な風車やチューリップの公園、運河めぐり、最終日は隣国のベルギーにてクレラーミュージアム美術館見学などハードスケジュールでしたが実りある研修でありました。保護司としての経験も浅い中で参加できまして感謝しております。



国際刑事裁判所

新任保護司紹介

(令和6年5月付)



みずの
播磨町 水野 洋子

本年5月に保護司を委嘱され、皆さまのお仲間に加えていただけることとなりました。

私は、令和5年3月末日まで、小学校に勤務しておりました。大勢の児童との関わりの中で、いつも大切にしてきたことは、「子どもの行動には、その子なりの理由や思いがある」ということです。どんな行動であっても、まず、その子の思いを受け入れ、寄り添い、共感する…。

自分の思いを押し付けるのではなく、子どもたちの気持ちに寄り添い、行動の理由を真摯に受け止めるということです。そうすることで、心が通じ合い、善悪の話もでき、交流が深まったように思います。

今、生きづらさを抱えている人にとって、多様な人が励ましと支援を送ることが重要な世の中になっています。自分がその中の一人になれるよう、決意し活動していきたいと思えます。

また、更生保護の知識や経験に乏しい私ですので、先輩保護司先生方のご指導を仰ぎながら、自分自身のスキルアップに努めていくことも忘れてはいけなと考えております。

未熟な私ですが、研修を積み、信頼される保護司になれますよう取り組んで参りたいと思えます。皆様のご指導、よろしくお願ひいたします。

満齢退任保護司あいさつ

(令和6年5月付)



陰ながら応援
加古川町 西脇 司郎

退任を迎え、肩の荷が降りてやれやれの思いと活動をもっと時間と労力を注いでいればとの念が同居しています。後者は再犯を防げず続けて受け持った事案で際立ちます。

再犯事案は難題ですが、対象者・引受人との寄り添い方等、先の事例に学び知恵を絞ることで違った答えを得られたかも知れません。

近頃、関わった対象者の暮らし向きは如何かと案ずることがよくあります。殊に労を要した対象者ほど記憶が定かで気掛かりです。是非とも真面目に自分の道を歩んでくれるように願うと共に、陰ながら応援し続けようと思っています。

ここに、観察官・諸先生方のご指導を賜りつつ務めを終えることが出来て嬉しく思っています。ありがとうございました。

全てが懐かしく

平岡町 岩井 洋



お陰様でこの度満齢に至り退任する事になりました。時には立腹や心配をしながら面接する時期も有りましたが、今となってはそれら全てが懐かしく、とてもやり甲斐のある活動であったと思返しております。

私は、警察の刑事を経て保護司になりました。自分が思うほど過去の経験は活かせなかった気がします。でも、平岡町では機会あるごとによく懇親会が開催され、その時の先輩先生の助言や経験談がその後の活動に役立ったと感謝しております。

この様な素晴らしい公務ボランティアに参加出来たことは、生涯忘れられるものではなく、ご指導を頂いた神戸保護観察所主任監察官をはじめ保護司会会長、同僚先生の皆様に厚く御礼申し上げ退任挨拶とさせていただきます。誠に有難う御座いました。

よき伴走者として

神野町 富阪 宏治



38年間の小学校教員生活を地元神野小学校で定年退職。これまでお世話になった地域に微力ながら恩返しをしたいと考えて保護司の要請を受諾。

以来、約15年。対象者が今後の人生をまっすぐ幸せに生きていけるように支援するのが保護司の役割と考え、対象者のよき伴走者として活動してきました。どれだけ力になれたかは自信がありません。ただ、対象者との関わりを通して対象者が成長した姿を発見したり、面接を重ねる毎に心を開いて話してくれたり、「卒業」に際して感謝の言葉や更生への決意を述べてくれたり等、保護司としての感動や喜びが私の貴重な宝物です。

これまでの皆様とのご交誼に感謝いたすとともに、今後とも皆様のご健勝でのご活躍を祈念申し上げます。

任期満了退任者の皆様 (令和6年5月付)

野口町 中田 謙一・長谷川 俊生

尾上町 大西 栄家

播磨町 小林 賢一・水由 紀代子

特例再任者 (令和6年5月付)

野口町 高松 武司 播磨町 藤原 清尚

誰だって、すぐには本音を話せない。
誰だって、すぐには希望を抱けない。
誰だって、すぐには変わることができない。

でも、たとえ時間がかかっても、
たとえ過去にあやまちがあっても、
誰かと一緒なら希望はある。

声をかけ、背中を押し、
あきらめずに寄り添い続ける。
信じて待つ人の存在は、
立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの「変わっていく時間」。

「第74回社会を明るくする運動」啓発パンフレットより

Kakogawa Hogoku

加古川保護区のちょっと良いとこ



逆さ高御位山とコウノトリ

(写真提供：臼井晴雄氏)

保護司会行事 (令和6年2月～令和6年8月)

- 2月** 27日 第4回定例研修会
- 4月** 8日 三役会
16日 理事会
24日 定期総会
- 5月** 22日 第1回常務理事会
23日 「社会を明るくする運動」
県推進委員会
実務担当者研修会
24日 満年齢保護司感謝状伝達式
28日 新任保護司辞令伝達式
29日 第1回保護司代表者会議
31日 播磨保護司連絡協議会総会



- 6月** 5日 第1回定例研修会
10日 三役会
18日 第2回常務理事会
18日 「社会を明るくする運動」作文説明会
26日 新任保護司研修会
- 7月** 1日 第74回社会を明るくする運動 駅頭啓発活動
- 8月** 28日 第3回常務理事会
- 9月** 1日 広報誌第16号発行



保護司数と保護観察・生活環境調整事件係属件数

令和6年6月4日現在

保護司数	保護観察				生活環境調整	
	少年		成人		少年院	刑事施設
91名	1号	2号	3号	4号		
男69名	35件	12件	8件	25件		
女22名						

編集後記



保護司だより16号の編集・校正の作業に入る5月、滋賀県での痛ましい衝撃的なニュースが伝えられました。近隣の事件ともあって、会合等で幾度か話題に上りますが、深く意見を交わすことをお互いに避けているような気配を感じています。それは、このことが私たち保護司にとってはあまりにも身近で切実な問題だからなのかも知れません。また、更生保護に携わる人たちのそれぞれの立場からの見方や意見や思いの違いがあるからかも知れません。

何ともやるせない気持ちを抱えながらの16号の編集となりました。

(広報 沼田 俊郎)

兵庫県更生保護75周年記念誌 発行に向けて

平成13年に保護司法施行50周年を記念して50年誌が兵庫県保護司会連合会より発行されました。それから25年、県保護司会連合会では更生保護制度施行75周年を記念して「更生保護制度施行75周年記念誌」(仮題)の発行が準備されています。加古川保護区保護司会としても保護区の紹介、沿革、現在の活動状況について投稿しています。来年保護司の皆さまのお手元に記念冊子が届けられる予定となっています。

発行所 加古川保護区保護司会
会長 藤澤 輝雄

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町177-12
加古川市総合福祉会館内

TEL 079-451-7868 FAX 079-451-8003

E-mail kakohogoku@outlook.jp

ホームページ：https://kakogawa-hogoshi.org

